

ご利用ください!



名古屋市の運営する「子ども発達支援」についての情報サイトです。
給付についてや、事業所、関係機関の紹介・検索などができます。



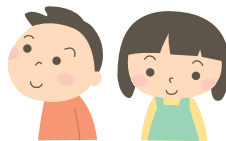
すてっぷサポート 🔍 検索

<https://stepssupport.city.nagoya.jp>


活用してね!

* 掲載している情報 *

- 子ども発達支援の施策の紹介
- 地域療育センターの紹介
- 児童発達支援給付・放課後等デイサービス給付の紹介
児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の検索
- 子どもの発達の診察のできる医療機関の紹介
- 子どもの発達に不安を感じる保護者などの団体やサークルの紹介



子どもの早期発達支援のしおり

名古屋市

はじめに

このしおりは発達に不安などのある就学前のお子さんを対象とした『発達支援』の事業について名古屋市がまとめたものです。

就学前のお子さんの発達は個人差が大きく、発達のペースはお子さんによって異なります。お子さんの発達の特徴をよく知り、お子さんに合った『発達支援』の事業を利用することでお子さんの良いところを伸ばしていくことや発達の不安を小さくすることが期待できると思います。

お子さんに合った『発達支援』の利用の仕方についてこのしおりに掲載している発達支援の専門機関のスタッフたちと一緒に考えていきましょう。

このしおりが、子育てとお子さんの成長のささやかな支えとなることを願っています。



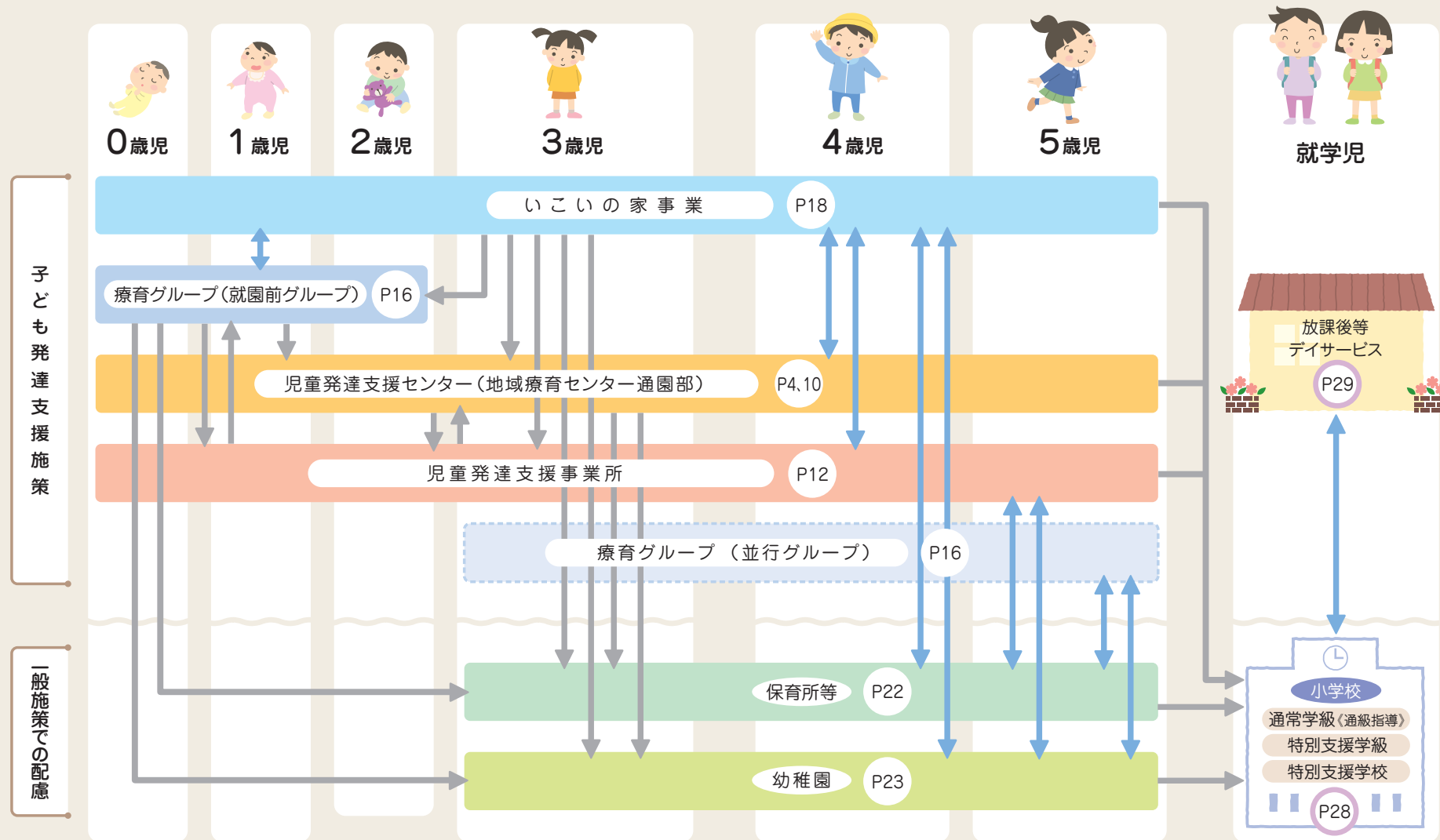
目

次

項 目	内 容	ページ
1 名古屋市の 早期子ども発達支援	お子さんの発達を支援する事業の全体図です。	2
2 地域療育センター	お子さんの発達相談(診察・検査等)や発達支援を行う「地域療育センター」について説明しています。	4
3 児童発達 支援センター	お子さんの発達支援を行う「児童発達支援センター」について説明しています。	10
4 児童発達支援 事業所	お子さんの発達支援を行う「児童発達支援事業所」について説明しています。	12
5 児童発達支援 給付制度	発達に特性のあるお子さんの発達を支援する「児童発達支援給付制度」の内容や利用手続きについて説明しています。	14
6 療育グループ	親子で利用する発達支援である「療育グループ」について説明しています。	16
7 いこいの家事業	お子さんの発達に不安を感じる保護者の方が親子や保護者同士で交流を深める「いこいの家事業」について説明しています。	18
8 保育所等での支援	保育所等が行う発達に特性のあるお子さんへの支援について説明しています。	22
9 幼稚園での支援	幼稚園が行う発達に特性のあるお子さんへの支援について説明しています。	23
10 保育所等訪問支援 給付制度	お子さんの集団生活適用のための支援を行う「保育所等訪問支援」について説明しています。	24
11 ハビリテーション (機能訓練)	お子さんの言葉や運動の発達を促すためのハビリテーションについて説明しています。	26
12 手帳制度	障害のある方のための手帳制度について説明しています。	27
13 就学に向けて	小学校での特別支援教育や放課後等デイサービスについて説明しています。	28
14 Q&A	しおりの中の言葉や制度を利用する上での疑問などについてQ&A形式で説明しています。	30

1 名古屋市の早期子ども発達支援

名古屋市の早期子ども発達支援の事業の全体図です。個別の事業の説明は事業名の後ろの○内の ページをご覧ください。



※事業の利用の流れを → で示していますが、利用の順番に決まったルールはありません。地域療育センターの ※ → で結んだ事業は並行して利用することができます。(児童発達支援センターと児童発達支援事業所は利用日

スタッフなどと相談して、お子さんに最も適した方法で事業を利用してください。が重ならなければ並行して利用することができます。)

② 地域療育センター

地域療育センターとは

診療所と児童発達支援センター(➡10ページ)を一体的に運営する施設です。

原則として、居住区を対象エリアとする地域療育センターを利用していただきます。
対象エリアは8～9ページをごらんください。

子どもの発達に関する専門家を配置し、発達相談、診察・ハビリテーション、発達支援などお子さんやご家庭の状況に応じた専門的な支援をしています。

地域療育センターのスタッフの例

医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員
保育士、児童指導員、栄養士、ケースワーカー、相談支援専門員 など

支援の内容

発達相談

お子さんの成長や発達についての相談を行います。相談内容に応じて医師の診察や発達検査などの各種検査を行い、お子さんにとって最適な方向を見つけていきます。また、発達支援施策などについての情報提供、進路の相談、地域での生活についての相談も行っています。

診療

診療所で小児科・整形外科・精神科・耳鼻咽喉科などの診察(地域療育センターにより診療科目が異なります)や理学療法などのハビリテーション(➡26ページ 31ページ/Q7～9)、カウンセリングなどを行います。

発達支援

通園部(児童発達支援センター)で支援が必要な就学前のお子さんを対象に少人数のクラス編成で継続的な発達支援を行います。(➡10ページ)

利用日・利用時間

発達相談・診療 6ページをごらんください。

発達支援(通園部) 11ページをごらんください。

利用方法

発達相談・診療 発達相談・診察の利用方法は6～7ページをごらんください。

発達支援(通園部) 15ページをごらんください。

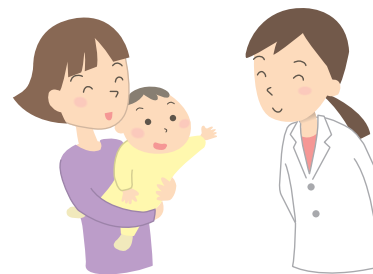
利用料

発達相談・診療

診療報酬制度に基づく所定の自己負担分が必要です。自己負担分には名古屋市福祉医療制度の医療証(子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭医療証)が使用できます。

発達支援(通園部)

国の幼児教育・保育無償化制度及び本市独自の発達支援にかかる無償化制度により、利用料の自己負担はありません。ただし食費等の実費負担は必要です。詳しくは15ページをごらんください。



地域療育センターでの発達相談

1

お子さんの発達に関する心配や子育てに関する悩みなど、
まずはお電話にてご相談ください。



●中央療育センター

(対象エリア) 中、昭和、瑞穂、熱田、太白

☎052-757-6126

(月曜～金曜 8:45～17:15)

●東部地域療育センターぼけっと

(対象エリア) 千種、守山、名東

☎052-784-5300

(月曜～金曜 9:00～17:00)

●南部地域療育センターそよ風

(対象エリア) 南、緑

☎052-613-7744

(月曜～金曜 9:00～17:00)

●西部地域療育センター

(対象エリア) 中村、中川、港

☎052-361-9555

(月曜～金曜 8:45～17:15)

●北部地域療育センターよつば

(対象エリア) 東、北、西

☎052-522-5277

(月曜～金曜 8:45～17:15)

※祝日・年末年始などを除きます。

2

お子様の状況について簡単な聞き取りを行い、
初回相談の日時を決定します。



3

ご予約の日時に、面談等※を実施します。
※保護者の方からの聞き取りや、子どもの遊んでいる様子の観察など



4

お子さんの状況やご希望に応じて、
初診前グループによる支援を開始します。



5

保護者の方と相談しながらお子さんの支援をすすめます。
必要に応じて初診の予約をとり、診療所と連携して支援を行います。

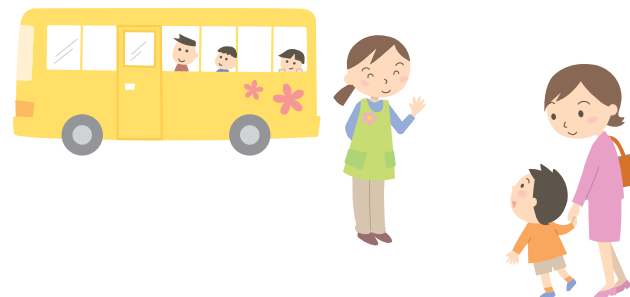


- 発達相談後も必要に応じて再診などのフォローをおこなっていきます。
- お子さんの年齢や状態に応じて初回相談の際に診察・検査等を行う場合があります。

✳ 初診前サポートとは？ ✳

発達に不安などのあるお子さんや保護者の方の支援を少しでも早く開始できるよう、
それぞれの地域療育センターで実施しています。

地域療育センターではこれまで相談を受け付けた後、まず初診を受けていただいていた
ましたが、初診前サポートでは相談受付後、できるだけ早く面談し、お子さんの状況やご
希望に応じて初診前グループ(16ページの療育グループの新しい種類)に参加してい
ただいています。幼稚園や保育所などに通っているお子さんの場合、お子さんの生活場
面での様子を知るために保護者の方の了解を得て、幼稚園や保育所等に様子を見に伺
うこともあります。また、お子さんの状況やご希望に応じて診療所と連携して支援し、初
診を希望される場合はそちらにつなげていきます。



市内の地域療育センター

中央療育センター

電話 757-6126 FAX 757-6129

昭和区折戸町4-16(児童福祉センター内)

対象
エリア

中区
昭和
熱田 瑞穂 天白



西部地域療育センター

電話 361-9555 FAX 361-9560

中川区小本一丁目20-48

対象
エリア

中村
中川
港



東部地域療育センター ぽけっと

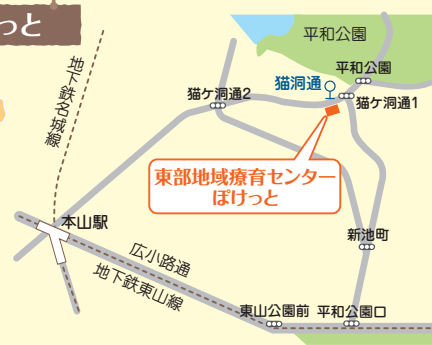
電話 784-5300 FAX 782-0771

千種区猫洞通1-15

対象
エリア

守山
千種 名東

地域支援・
調整部門を設置
しています。



北部地域療育センター よつば

電話 522-5277 FAX 522-5279

西区新福寺町2-6-5

対象
エリア

西北
東

地域支援・
調整部門を設置
しています。



南部地域療育センター そよ風

電話 613-7744 FAX 612-3411

南区三吉町6-17

対象
エリア

南
緑

地域支援・
調整部門を設置
しています。



「地域支援・調整部門」とは

地域療育センターに「地域支援・調整部門」を順次設置し、子育て支援施設と連携しながら、発達に特性のあるお子さんやお子さんの発達に不安を感じる保護者の方を支援していきます。令和8年度は「地域支援・調整部門」は3か所に設置しています。

- ＊ お子さんの発達の悩みの相談をより気軽にできるようにします。
- ＊ 保護者の方がお子さんの発達に不安を感じ始めた時から支援します。
- ＊ 地域に向向き、発達支援の必要なお子さんと保護者の方を早期に支援します。
- ＊ 民間医療機関と連携して医療と福祉の切れ目がないように支援します。
- ＊ 保健センターと連携して子育てについての悩みを必要に応じて早期発達支援につなぎます。
- ＊ 保育所、幼稚園等と連携して発達支援の必要なお子さんを支援します。

③ 児童発達支援センター

児童発達支援センターとは

児童発達支援給付制度(➡14ページ)に基づき発達に特性のあるお子さんの支援を行う児童福祉施設です。

- * 原則として、居住区を対象エリアとする児童発達支援センターを利用していただきます。対象エリアは11ページをごらんください。
- * 原則として、定期的・継続的に通います。
- * 少人数のクラスを編成し、同じクラスで継続して毎日の生活をおくります。
- * 給食があります。
- * コースを決めて巡回する通園バスを運行します(中央療育センター難聴児クラス・さわらび園を除く)。
- * 保護者の方へ個別支援を行います。
- * 保育所や幼稚園に通いながら利用することはできません(中央療育センター難聴児クラスを除く)。

支援の内容

- 年間を通した継続した生活によるお子さんの生活リズムづくり
- カリキュラムにもとづく活動やさまざまな体験を通した発達支援
- 親子通園などによる保護者への支援(施設により親子通園の回数は異なります。)



利用方法

15ページをごらんください。

利用日・利用時間

原則として月曜から金曜までです。お子さんの年齢や状況に応じて、通園日数を少なくすることがあります。利用時間は「市内の児童発達支援センター」の表をごらんください。

1日の生活の例

10:00 登園
トイレ・着替え
朝の会(手遊び歌など)
主活動(設定あそび)
給食
歯磨き
お昼寝・自由あそび
トイレ・着替え・おやつ
帰りの会

15:00 降園

※生活のプログラムは児童発達支援センターによって異なります。また、季節の行事などもおこないます。
※保護者の方の疾病等の理由により、必要な場合は、利用後に一時的な見守り等の支援をおこないます。利用可能時間については、各施設にご相談ください。

市内の児童発達支援センター

名 前	住 所	連絡先	対象エリア	利用時間
中央療育センター 通園部	昭和区折戸町4-16 (児童福祉センター内)	☎ 757-6131 FAX 757-6134	中、昭和、天白	10時～15時
西部地域療育センター 通園部	中川区小本一丁目20-48	☎ 361-9555 FAX 361-9560	中村、中川、港	
北部地域療育センター よつば 通園部	西区新福寺町2-6-5	☎ 522-5277 FAX 522-5279	東、北、西	
南部地域療育センター そよ風 通園部	南区三吉町6-17	☎ 612-3433 FAX 612-3411	南、緑	
東部地域療育センター ぼけっと 通園部	千種区猫洞通1-15	☎ 782-3388 FAX 782-0771	千種、守山、名東	
さわらび園	千種区新池町1-18-2	☎ 782-2777 FAX 782-3513	全市	
発達センターあつた	熱田区神宮四丁目9-12	☎ 681-1167 FAX 681-1178	瑞穂、熱田、南、緑	
発達センターちよだ	守山区小幡千代田24-17	☎ 792-7277 FAX 792-7258	千種、守山、名東	

※利用時間はおおむねの時間です。施設によりまた開所日により、異なることがあります。

※中央療育センター難聴児クラスは全市を対象としており、原則として親子通園です。

※複数の施設が対象エリアとしている区については申込み状況に応じて調整します(➡15ページ)。

利用者の声

規則正しい生活になり、生活のリズムができました。

同じ年ごろのお友だちと毎日同じクラスで遊ぶことで成長しているなと感じています。

お友達と給食を食べ、苦手なものも少しずつ食べられるようになりました。

子どものペースに合わせた手厚い対応で安心しました。



4 児童発達支援事業所

児童発達支援事業所とは

児童発達支援給付制度(➡14ページ)に基づき発達に特性のあるお子さんの支援を行う児童福祉法第21条の5の15の規定による指定を受けた施設です。

- * 立地、利便性、事業所のサービスの特徴などに応じて、保護者の方が選択して利用していただきます。
- * 定期的・継続的な利用は必ずしも前提とせず、利用者の希望に応じて利用する施設です。
- * 保育所や幼稚園に通いながら利用することもできます。

支援の内容

事業所によって異なります。

利用方法

14ページをごらんください。

利用日・利用時間

事業所の受入可能日・受入可能時間のうち、利用者が希望する日・時間(通所受給者証で認定された日数が上限)(➡14ページ)

利用料

15ページをごらんください。

利用者の声

あそびの内容が今までと変わり、いろいろなあそび方をすることがになりました。

事業所で楽しめたことやできたことを家でもやるようになりました。

年齢の違う子どもたちと過ごすことで、自分より大きい子を見本にして、過ごせることがいいと思います。



市内の児童発達支援事業所

名古屋市内に538か所あります。(令和8年3月現在)

お子さんの発達を支援するプログラム、支援の内容などは事業所によって異なりますので、お子さんやご家庭の状況に適した事業所を選んで利用してください。各事業所の詳しい情報については以下の方法で検索いただくほか、各事業所にお問い合わせください。

名古屋市子ども発達支援サイト“すてっぷサポート”で事業所検索

1 トップ画面



QRコードで開く画面です。「事業所を探す」の検索ボタンをクリックすると②の画面がひらきます。

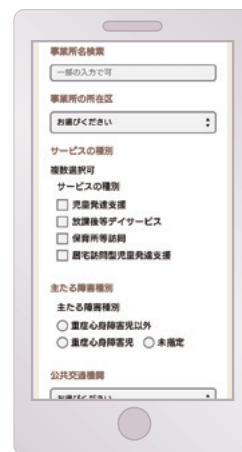


すてっぷサポート



パソコンでも検索できます

2 事業所検索画面



事業所情報を検索する画面です。各項目で希望を選んで検索ボタンをクリックすると、③の画面がひらきます。

3 事業所検索結果画面



選んだ条件に一致する事業所を表示しています。「詳しくみる」をクリックすると各事業所の詳しい情報が見られます。

掲載している各事業所の情報

営業日、サービス提供時間、職員数、毎日の過ごし方、サービスの特徴、送迎の有無など

5 児童発達支援給付制度

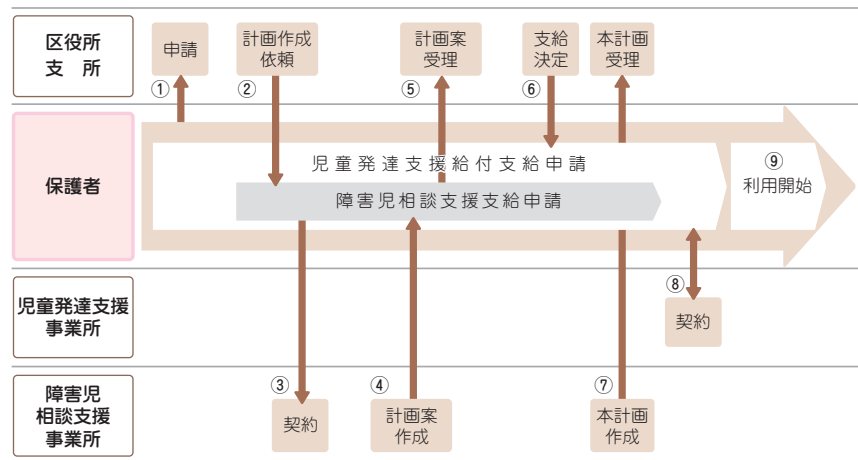
児童発達支援給付制度とは

就学前の発達に特性のあるお子さんが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を受ける制度で、必要な経費の一部が補助されます。児童発達支援センター（➡10ページ）と児童発達支援事業所（➡12ページ）で利用することができます。（児童発達支援センターと児童発達支援事業所の違い➡30ページ/Q2）

利用方法

児童発達支援センターと児童発達支援事業所で利用の手続きが異なります。

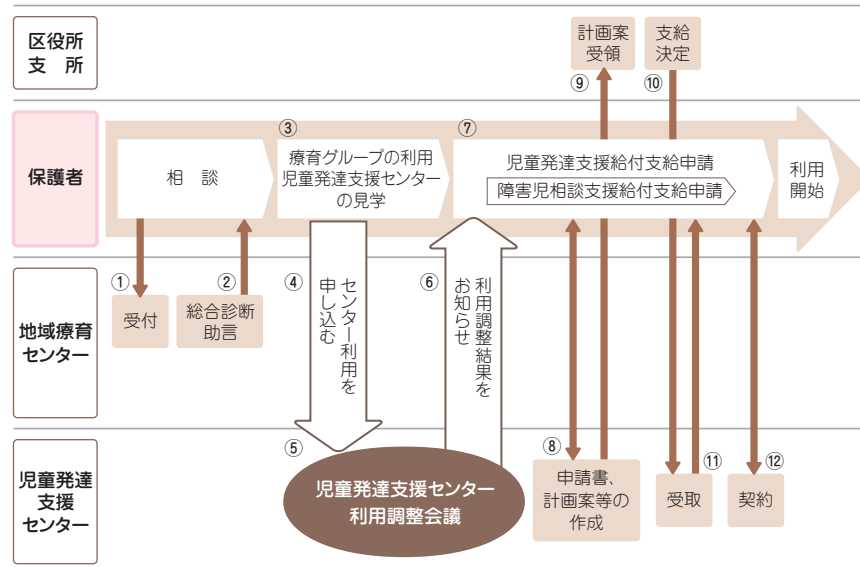
児童発達支援事業所の利用方法



- ① 区役所・支所の窓口にて障害児通所給付費支給申請書を提出します。
障害者手帳をお持ちでないお子さんについては原則として診断書が必要です。
- ② 申請書が受理されると、障害児支援利用計画提出依頼書が自宅に送付されます。
- ③④ 障害児相談支援事業所を選んで契約を結び、障害児支援利用計画《案》の作成を依頼します。
- ⑤ 障害児相談支援事業所が作成した障害児利用計画《案》を、申請した窓口へ提出します。
- ⑥ 障害児利用計画《案》の内容を考慮して、障害児通所支援支給決定が行われます。決定された内容が印刷された「通所受給者証」が自宅に送付されます。
- ⑦⑧ 障害児相談支援事業所が、支給決定された内容を踏まえて障害児支援利用計画《本計画》を作成し、窓口へ提出します。（窓口へ提出するには保護者の方の確認サインが必要となります。）
- ⑨ 希望する児童発達支援事業所と利用契約を結んで利用を開始します。（支給決定された日数以上に契約を結ぶことはできません。）

※障害児支援利用計画《案、本計画とも》については、保護者の方が自分で作成し（セルフプラン）提出することもできます。
※計画が適切であるかを確認・検証するため、支給決定後の一定期間ごとにモニタリングが必要となります。

児童発達支援センター（地域療育センター通園部）の利用方法



- ① 地域療育センター（➡4ページ）に診察の予約をします。
- ② 地域療育センターで診察等の総合診断を受け、今後の発達支援の方針について助言を受けます。
- ③ 原則として、療育グループ（➡16ページ）に通います。また、児童発達支援センター（地域療育センター通園部）の見学等を行います。
- ④ 利用を希望する児童発達支援センター（地域療育センター通園部）に申し込みます。（申し込みの時期や方法については各センターによって異なりますので、お問い合わせください。）
- ⑤⑥ できる限り多くのお子さんを受け入れられるように利用調整を行います。
- ⑦⑧⑨ 利用調整されたセンターに障害児通所給付費支給申請書を提出し、各センターが取りまとめ、区役所・支所に提出します。障害児通所給付費支給申請書以外に障害児相談支援給付費支給申請書、障害児支援利用計画《案》、利用料を決定するための源泉徴収票等が必要となります。（各センターは障害児相談支援事業所としての指定も受けているので、障害児支援利用計画《案》（➡30ページ/Q4）は各センターで作成します。）
- ⑩⑪ 区役所・支所は申請書類を受理して支給決定をし、「通所受給者証」を発行します。「通所受給者証」は各センターを通じてお渡しします。
- ⑫ 各センターと利用契約を結んで利用を開始します。（各センターを通じて区役所・支所に障害児支援利用計画《本計画》を提出します。）

利用料

国の幼児教育・保育無償化の制度によって、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」はサービスにかかる利用料の自己負担はありません。

また本市独自の発達支援にかかる無償化制度によって、「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間」については、サービスにかかる利用料の自己負担はありません。

※医療費や食費等の実費負担は必要になります。

6 療育グループ

療育グループとは

小人数の集団で過ごすことでお子さんの発達を促すとともに、個々のお子さんに合った子育てをスタッフと一緒に考えていく場です。

- * 親子で通います。
- * 児童発達支援センター、保育所、幼稚園などに入る前に通う「就園前グループ」と保育所や幼稚園に通いながら利用する「並行グループ」があります。
- * お子さんの発達や年齢に応じていろいろなグループがあり、お子さんに適したグループをご案内します。

支援の内容

- プログラムを通したお子さんの発達支援
- 親子あそび等を通した親子関係づくり
- 行動観察等によるお子さんの発達状況の把握とアドバイス
- 専門スタッフによる保護者向け学習会
- 保護者同士の交流を目的としたグループワーク など

※並行グループは上記以外に園生活支援などを行います。



プログラムの例

就園前グループ

9:30	集合
	自由あそび
10:00	開始
	はじまりの会(歌、呼名、手遊び、体操、親子あそびなど)
10:30	主活動(親子のとろくみを中心)
11:00	おやつ
11:30	解散

並行グループ

14:00	集合
	自由遊び
14:30	開始
	はじまりの会(あいさつ、名前調べ、カード合わせなど)
15:00	主活動(集団遊び、製作など)
15:30	おやつ
16:00	解散

※プログラムは療育グループによって異なります。

利用方法

原則として、地域療育センターでの発達相談・総合診断の結果によりお子さんの発達の状況に応じた療育グループを紹介し、保護者の方と話し合った上で利用を決定します。

手続きについては、お住まいの区を対象エリアとする地域療育センター(➡8～9ページ)にご相談ください。

利用日・利用時間

月曜から金曜までの間で曜日や時間がグループごとに決まっており、おおむね週1回(並行グループはおおむね月2回)です。

利用料

無料

実施場所

児童発達支援センター(➡11ページ)

利用者の声

子どもを見てくれている先生方に相談できるので不安や心配を分かちてもらえました。

毎週通うことで、同じグループのお友だちを意識してきたと感じます。

子どもとの関わり方を学ぶことができ、家でも子どもと遊べるようになりました。

保護者同士で相談や情報交換ができ、安心できる場所ができました。



7 いこいの家事業

いこいの家事業とは

お子さんの発達に不安を感じる親子が親子遊びを通して一緒に楽しめることを見つけたり子どもの発達についての理解を深めたりします。また、保護者同士の交流や子どもが集団などを体験する場です。

- ＊ 親子で通います。
- ＊ 利用の資格は特になく、気軽に利用できます。
- ＊ 児童発達支援センター、児童発達支援事業所、療育グループ、保育所、幼稚園に通いながら利用することが可能です。

支援の内容

- 親子遊びを通じた親子の関係づくり
- 地域療育センタースタッフによる相談
- 保護者同士の交流
- ペアレント・メンタースタッフによる相談（詳細は19ページ）
- 子どもの体験プログラム など

プログラムの例

1日型

9:00 各自で来所
自由遊び
11:00 午前のプログラム
(体操・自由遊び・親子遊びなど)
12:00 お弁当
13:15 午後のプログラム
(体操・自由遊び・課題遊びなど)
14:00 各自で帰宅

半日型

10:00 各自で来所
自由遊び
10:30 プログラム
(体操・自由遊び・親子遊びなど)
12:00 各自で帰宅

※実施時間・プログラムはいこいの家によって異なります。

年間行事の例

4月 遠足	8月 水あそび	12月 クリスマス会
5月 子どもの日	9月 運動会	1月 もちつき
6月 母親教室	10月 いもほり	2月 豆まき会
7月 七夕会	11月 お歌の会	3月 ひなまつり会

ペアレント・メンターとは？

～いこいの家における相談支援について～

メンターとは「信頼のおける相談相手」という意味です。ペアレント・メンターとは、自らが発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを指します。子育てに不安を感じている保護者の気持ちに寄り添い、自身の子育ての経験に基づいた相談支援を行います。

厚生労働省は自治体に対して発達が気になるお子さんの保護者の方への支援としてペアレント・メンターによる相談支援を推奨しています。名古屋市では、発達障害のお子さんを育てた経験のある保護者の方で構成されているNPO法人愛知県自閉症協会つぼみの会（愛知県ペアレント・メンター等運営連絡会事務局）にペアレント・メンターの養成研修の実施と各いこいの家への派遣を委託しています。

各いこいの家では、保護者の方のニーズに応じて、グループ形式または個別形式でペアレント・メンターに相談できる環境を整えています。

相談テーマの例

子どものことばの遅れ、
偏食が気になる！
先輩ママはどうしていたの？

トイレのトレーニングは
どうすればいいの？

就園は
どうすればいいの？

利用方法

利用を希望するいこいの家に直接電話で申し込んだ上で、参加してください。

利用日・利用時間

各いこいの家の開催日・開催時間（実施場所の表をごらんください。）で参加を希望される日・時間

利用料

無料（ただし、おやつ代や行事等の実費を徴収させていただく場合があります。）

実施場所

名 前	住所・★特徴	連絡先	開催日	開催時間
あつた いこいの家	熱田区神宮四丁目4-5	☎671-6219	月曜・火曜	9:00～14:00
	★スタッフが長年培った経験をもとに、保護者の不安や悩みを一緒に考えて、お子さんの成長をサポートします。			
天神山 いこいの家	西区天神山町2-8	☎521-5698	水曜・金曜	9:00～14:00
	★「お子さんの『できる』を信じて!」楽しく元気にお子さんをサポートします。			
桜山 いこいの家	昭和区下構町1-3	☎853-3979	月曜・木曜	9:00～14:00
	★「お子さんの『できる』を信じて!」楽しく元気にお子さんをサポートします。			
千種児童館	千種区振甫町3-34	☎763-1531	火曜・金曜	9:00～14:00
	★児童館のお部屋で、おもちゃ遊びやリトミックなどを親子で楽しめます。心理士による講座・相談会もあります。			
守山児童館	守山区小幡一丁目3-15	☎763-1531	水曜	9:00～14:00
	★アットホームなお部屋で、おともだちとも楽しく遊べます。清潔な砂場で安心して砂遊びもできます。			
colorful カラフル	中村区太閤通6丁目47番地	☎482-8989	土曜・水曜	10:00～15:00
	★保護者どうしの交流・情報交換、親子で一緒に運動・工作・季節の行事などを行います。一人ひとりを大切に、子育てと一緒に応援します!!			
マイハウス どんぐり広場	中川区高畑三丁目40番地 プラザビル203	☎304-7704	月曜	9:30～14:30
	★親子遊びなどを通じて親子の関係作りをサポートします。保護者の共通の悩みを語り合い、情報交換や仲間作りができますよ!			
すまいる	港区土古町2丁目13番地	☎090-5635-2767	木曜・日曜	9:30～14:30
	★7つの感覚を使った遊びを取り入れ、お子さんの成長をサポートします。お子さんの「やってみたい!」の気持ちを一緒に育てます。			

※対象エリアはありません。また複数のいこいの家に参加することも可能です。

※表は令和8年4月現在の状況です。

利用者の
声

同じような子どもたちと過ごすことができるので、子どもが落ち着いて活動できているし、安心して通えます。

この先どうしようと不安でしたが、行ける場所ができた心が軽くなりました。

名 前	住所・★特徴	連絡先	開催日	開催時間
mimi	南区豊1-10-9 ドムール豊1A	☎602-8551	月曜	9:30～14:30
	★安心できる環境の中で、プログラムを通してお子さんの成長を喜び合い、悩みは共に考え、親子が共に育ち合う場所です。			
葡萄の木	緑区篠の風1-403 2階	☎891-1886	月曜・土曜	10:00～15:00
	★日々の育児は楽しめていますか?ここはお子さんの発達に不安を感じながら過ごしている方が集う所です。いつでも話しに来て下さいね。			
遊モアプラス	北区柳原4-5-11	☎908-1841	木曜	9:30～14:30
	★布や楽器を用いた遊びで、お子さんの様々な感覚を養い、お子さんの成長をサポートします。親子がほっとできる場所です。			
みずほ にじいろ	瑞穂区土市町1-50-3	☎846-2216	火曜	9:30～14:30
	★みんなと同じことができなくても大丈夫!お子さんの成長と一緒に見守りながら、皆がお互いを認め合い高め合える場を目指します。			
てんぱく にじいろ	天白区平針南1-2006	☎807-2720	水曜	9:30～14:30
	★みんなと同じことができなくても大丈夫!お子さんの成長と一緒に見守りながら、皆がお互いを認め合い高め合える場を目指します。			
めいとう にじいろ	名東区社口2-914	☎070-4210-4417	日曜	9:30～14:30
	★みんなと同じことができなくても大丈夫!お子さんの成長と一緒に見守りながら、皆がお互いを認め合い高め合える場を目指します。			
はとぼっぽ サロン	中区丸の内三丁目5-33 名古屋楽ビル1階	☎385-8099	火曜・土曜	9:00～14:00
	★親子でふれあい、子育ての悩みを相談できます。季節の行事などのプログラムのもと、楽しい1日を過ごしていただくとこです。			
スカイ	東区新出来一丁目4番12号 エンジェル保育園1階	☎936-9331	月曜	9:30～14:30
	★乳幼児の発達に不安を感じる保護者の不安や悩み等の話し合いができる交流の場です。専門講習を開催し、子どもの個性と行動を理解し、笑顔で子育てができるよう支援します。			

プログラムが充実して
いて楽しいです。

保護者もスタッフも顔なじみになるので、母親同士コミュニケーションや情報交換ができるし、スタッフにいろいろな相談のつてもらえます。



⑧ 保育所等での支援

保育所等での発達に特性のあるお子さんの受入れについて

保育所・認定こども園（保育所等）では、集団保育が可能な、心身の発達に特性のあるお子さんを受入れています（※）。保育所等は、就労をはじめとした、保育を必要とするお子さんを保護者にかわって保育する施設ですが、おおむね3歳以上のお子さんで発達の特性の程度などが一定の基準にあてはまる場合は、就労していない世帯でも、「発達援助」という事由で利用することができます。

また、発達に特性のあるお子さん方の利用状況に応じて、補助職員が担任とともにクラス保育を行い、お子さんの発達を支援しています。（➡31ページ／Q11、32ページ／Q12）

医療的ケアが必要等の理由で、集団保育の中での生活が著しく困難な場合には、「居宅訪問型保育事業」があります。詳しくはお住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課へお問い合わせください。

※保育所等で受入れを行っている発達の特性の主な種別

視覚障害、聴覚障害、 肢体不自由、内部疾患	身体障害者手帳2級～4級
知的障害	愛護手帳3度～4度
自閉症候群	自閉スペクトラム症等
行動および情緒障害	注意欠陥多動性障害、アタッチメント障害等
言語障害	コミュニケーション障害群、言語障害群

利用方法

お住まいの区の区役所民生子ども課または支所区民福祉課にお申込みください。

保育所等の利用は年度当初の一斉利用調整と毎月の空き定員に対する随時利用調整があり、いずれも保育を必要とする度合に応じて優先順位の高い順に利用を決定する仕組みとなっていますが、心身の発達に特性のあるお子さんの利用については、お子さんの状況及び保育所等の状況に応じた利用調整を個別に行います。

利用日・利用時間

保育を必要とする時間と、お子さんの発達の状況を踏まえ、保育所等の開園日、開園時間の範囲内で施設長と相談の上決定します。

利用料

世帯の所得に応じて所定の利用料が必要です。

なお、3歳以上児クラスと0～2歳児クラスの市民税非課税世帯については、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

■保育所等についてのお問い合わせ先

お住まいの区役所民生子ども課または支所区民福祉課（➡33ページ）

【保育所等についてのウェブサイト】名古屋市 教育・保育情報サイト「ここなご」

<https://kodomokosodate.city.nagoya.jp/>

名古屋市子ども青少年局保育部幼企企画課（☎972-2528）・保育運営課（☎972-2525）

⑨ 幼稚園での支援

幼稚園での発達に特性のあるお子さんの受入れについて

幼稚園では、発達に特性のあるお子さんの受入れについては、保護者の方と相談しながら支援体制を整えていきます。

名古屋市立幼稚園での受入れについて

各園に1人、発達障害対応支援員（※）が配置されています。また必要に応じて学校生活助成アシスタントや看護助成員が配置されます。（➡32ページ／Q14～15）

※発達障害対応支援員は、学級担任や他の教職員との連携を図りながら、園生活全般の支援を行います。

利用方法

入園を希望する幼稚園に申し込んでください。

利用日・利用時間

教育時間は、月曜から金曜の午前9時から午後2時までです。（入園当初や行事開催日など、学年や時期に応じて適宜考慮します。）

預かり保育は、平日の教育時間終了後から午後5時まで及び長期休業中の午前9時から午後5時まで実施しています。（ただし、第一幼稚園、第三幼稚園は午前7時30分から午後6時30分まで実施）

利用料

入園料・授業料は無償です。教育を提供するにあたり必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費が必要です。預かり保育も利用料が必要です。

■名古屋市立幼稚園についてのお問い合わせ先

入園を希望する幼稚園

名古屋市教育委員会教育支援部義務教育課（☎972-4097）

【名古屋市立幼稚園についてのウェブサイト】名古屋市公式ウェブサイトでサイト内検索「市立幼稚園」

私立幼稚園での受入れについて

私立幼稚園は、幼稚園により発達に特性のあるお子さんの受入れが異なりますので、直接幼稚園にご相談ください。

■私立幼稚園についてのお問い合わせ先

入園を希望する幼稚園

10 保育所等訪問支援給付制度

保育所、幼稚園、認定こども園等(以下「保育所等」といいます。)を利用しているまたは今後利用する予定の発達に特性のあるお子さんが、集団生活に適応するために専門的な支援が必要な場合に、保育所等訪問支援実施事業所の訪問支援員が、保育所等を訪問し助言します。「保育所等訪問支援の支給決定」を受けたお子さんが対象です。

保育所等訪問支援実施事業所とは

保育所等訪問支援実施事業所とは、児童福祉法第21条の5の15の規定による指定を受けた施設で、サービス対象地域、事業所の特徴などに応じて、保護者の方が選択して利用していただきます。名古屋市内には63か所の事業所があります(令和8年3月現在)。

訪問支援員とは

発達に特性のある子どもに関する専門的な知識と経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は心理担当職員等で、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者です。なお、保育所等訪問支援実施事業所に配置されている訪問支援員の職種については、事業所によって異なります。

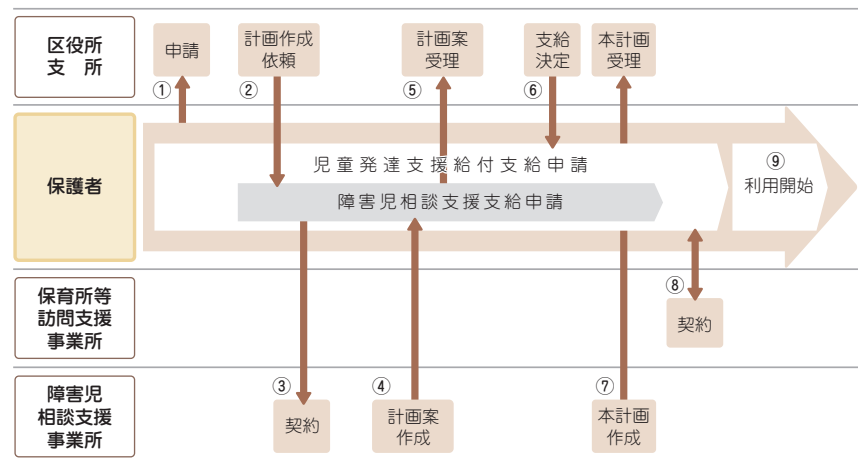
支援の内容

保育所等でのお子さんの生活のしづらさや集団生活の不適応に対して、その要因をお子さんの特性と環境面から推察し、保育所等の職員と情報共有・情報交換を行いながら、最善の環境設定や子どもとの関わり方などについて支援を行います。

実際の支援方法については、上記方法を含め、お子さんの様子、保護者の希望、担任・担当の先生の意向などを踏まえて、一緒に考えていきます。また訪問の回数や頻度は、2週間に1回程度が目安になりますが、お子さんの状況や時期によって異なります。



利用方法



- ① 区役所・支所の窓口にて**障害児通所給付費支給申請書**を提出します。
障害者手帳をお持ちでないお子さんについては原則として診断書が必要です。
- ② 申請書が受理されると、**障害児支援利用計画提出依頼書**が自宅に送付されます。
- ③④ **障害児相談支援事業所**を選んで契約を結び、**障害児支援利用計画《案》**の作成を依頼します。
- ⑤ **障害児相談支援事業所**が作成した**障害児支援利用計画《案》**を、申請した窓口へ提出します。
- ⑥ **障害児支援利用計画《案》**の内容を考慮して、障害児通所支援支給決定が行われます。決定された内容が印刷された「**通所受給者証**」が自宅に送付されます。
- ⑦⑧ **障害児相談支援事業所**が、支給決定された内容を踏まえて**障害児支援利用計画《本計画》**を作成し、窓口へ提出します。(窓口へ提出するには保護者の方の確認サインが必要となります。)
- ⑨ 希望する**保育所等訪問支援事業所**と利用契約を結んで利用を開始します。(支給決定された日数以上に契約を結ぶことはできません。)

※障害児支援利用計画(案、本計画とも)については、保護者の方が自分で作成し(セルフプラン)提出することもできます。
※計画が適切であるかを確認・検証するため、支給決定後の一定期間ごとにモニタリングが必要となります。

利用料

国の幼児教育・保育の無償化制度によって、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」はサービスにかかる利用料の自己負担はありません。

また本市独自の発達支援にかかる無償化制度によって、「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間」については、サービスにかかる利用料の自己負担はありません。

11 ハビリテーション（機能訓練）

ハビリテーションとは

生まれつきまたは低年齢の時から発達に特性のあるお子さんを対象とするリハビリテーション（機能訓練）です。診察の結果、医師が必要だと判断した場合に、医師の指導監督の下、専門家が発達を促すための個別訓練を実施します。

支援の内容

理学療法、作業療法、言語聴覚療法（➡31ページ／Q7～9）

利用方法

お住まいの区を対象エリアとする地域療育センター（➡8～9ページ）にご相談ください。

利用日・利用時間

月曜から金曜の9時から17時までの間で、医師の指示により行います。

利用料

診療報酬制度に基づく所定の自己負担分が必要です。自己負担分には名古屋市福祉医療助成制度の医療証（子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭等医療証）が使用できます。

実施場所

お住まいの区を対象エリアとする地域療育センター（➡8～9ページ）



12 手帳制度

手帳制度とは

障害のある方が各種の福祉サービスを利用するための制度として障害者手帳制度があります。障害者手帳を所持していると、「児童発達支援給付」や「放課後等デイサービス」の利用申請の手続きがスムーズにできます。また各種福祉サービスを受けることができます。

障害者手帳の種類

種 別	内 容	お問い合わせ先
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に障害のある方に交付されます。手帳の等級は障害の程度により1級から6級までの区分があります。	お住まいの区の 区役所福祉課 支所区民福祉課
愛護手帳	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）の区分があります。	お住まいのエリアを 担当する 地域療育センター （➡8～9ページ）
精神障害者 保健福祉手帳	精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象となりますが、知的障害は含まれません。手帳の等級は、障害の程度により1級から3級の区分があります。	お住まいの区の 区役所福祉課 支所区民福祉課

※発達障害は「精神障害者保健福祉手帳」の対象となります。

福祉サービスの例

手当の支給、医療費の援助、補装具の支給、鉄道旅客運賃の割引、福祉特別乗車券の交付、航空旅客運賃（国内）の割引、公営住宅の家賃減額、所得税や市県民税の軽減

※手帳以外に別途診断書等が必要な場合もあります。

※障害の程度により利用できないサービスもあります。

13 就学に向けて

就学先の選択

お子さんの障害の種類や程度に応じて、適切に就学先を決定することが大切です。学びの場としては「特別支援学校」、「特別支援学級」、「通級指導教室」、「通常の学級」があります。(➡32ページ/Q13)

特別支援学校

種 別	指 導 内 容
視覚障害	視機能の状態に応じて、普通文字や拡大文字、点字などを使った指導や聴覚・触覚を活用した指導など、視覚の障害から起こる種々の困難を改善・克服する指導をします。
聴覚障害	各教科等の指導に加え、補聴器などを活用して、聞いたり話したりする力や読んだり書いたりする力を伸ばすなど、聴覚の障害から起こる種々の困難を改善・克服する指導をします。
知的障害	知的発達遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活の活動に頻繁に援助を必要とする児童のために、周辺生活の確立や集団生活・職業生活への適応を目指した指導をします。
肢体不自由	特別に工夫された施設・設備や教材・教具を整え、手・足・体の障害の克服とその機能の回復・向上を図る指導をします。
病弱	医療や生活の管理が必要な児童に、病状に応じた教育内容で指導します。

特別支援学級

種 別	指 導 内 容
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字・図形等の視覚による認識が困難な児童を対象に、各教科等の指導に加えて、視知覚や視機能の向上を図る指導等をします。
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な児童を対象に、聴覚活用や音声の受容・表出に関する指導等をします。
知的障害	知的発達遅滞があり、日常生活の活動に一部援助を必要とする児童のために、教科学習を中心に、具体的な生活経験や個別の課題に応じた学習を取り入れ、将来自立できるように指導します。
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記具等日常生活における基本的な動作に軽度の困難のある児童を指導します。
自閉症・情緒障害	自閉症などの児童には、対人関係の形成や生活に必要なルールに関することを指導します。また選択性かん黙などの児童には、心理的安定や集団参加に関することを指導します。
病弱・身体虚弱	健康の回復・改善への意欲を高めるように指導します。小学校の各教科等の指導を体調を考慮しながら行います。病院内に設置されている学級では、入院している児童の病状に応じて指導します。

通級指導教室

種 別	指 導 内 容
弱視	比較的軽度の障害がある児童に各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導をします。
難聴	
言語障害	
発達障害	

【特別支援教育実施校についてのウェブサイト】名古屋市公式ウェブサイトでサイト内検索 「特別支援学級」

特別支援教育についての相談について

発達程度、適応状況、本人及び保護者の方の意向等を勘案して、どのような学びの場でのような教育を受けることが最も適切であるかを検討し、教育相談を進めながら決めていきます。教育相談の窓口はお住まいの学区の小学校の教頭です。

なごやっ子サポートリレーシート

小学校に進学する際に、お子さんが学校生活をより過ごしやすいするために、保育所等・幼稚園や家庭におけるお子さんの様子、支援の方法を学校に引き継ぐことを目的に保育所等・幼稚園が保護者の方と一緒に作成し、学校に提出します。

利用方法

お子さんが通われている保育所等・幼稚園にお問合せください。

放課後等デイサービスの利用

学校に通っている発達に特性のあるお子さんに放課後や夏休み等の長期休暇の日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

利用方法

お住まいの区の区役所保健福祉センター福祉課、支所区民福祉課で、支給決定を受けてください。

※手続きの方法は児童発達支援事業所(➡14ページ)と同じです。

利用日・利用時間

放課後等デイサービス事業所の受入可能日・受入可能時間のうち、利用者が希望する日・時間(支給決定の範囲内)

利用料

サービスにかかる費用の1割を利用料として負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて、利用料に上限を設けています。また、利用料以外に施設により実費が必要な場合があります。

14 Q&A

Q1 子どもの発達に気になると言われましたが、進路として幼稚園、保育所、児童発達支援センターをどのように選べばよいのでしょうか？

幼稚園は就学前のお子さんの「教育施設」、保育所は「児童福祉施設」です。このため、入所資格、通園時間、カリキュラムなどに違いがありますが、最近では、幼稚園でも預かり保育を実施している園が多くあり、子育て支援を行っています。このような特徴以外にも施設ごとに理念や方針などの特色がありますので、実際の様子を見学して確かめることが大切です。園庭開放、遊ぼう会、プレ教室などの機会を活用するとよいでしょう。また、職員に不安に感じていることなどを率直に相談して、信頼できると感じられる施設を選ぶとよいと思います。

幼稚園・保育所では集団生活になじめることを基準に発達に特性のあるお子さんを受け入れています。言葉が遅れていたり、落ち着きがなかったりして、集団生活へなじめない場合は、医師の判断のもとに児童発達支援センターを利用することも選択肢となります。児童発達支援センターは発達に特性のある就学前のお子さんの発達を支援する通園施設ですので、ひとりひとりのお子さんの発達状況に合わせて、基本的な生活習慣や社会生活への適応性を身につけるためのきめの細かい支援をおこなっています。

Q2 児童発達支援センターと児童発達支援事業所の違いは何ですか？

児童発達支援センターは定期的、継続的に通園する施設で、少人数のクラスに所属して生活することで生活リズムを作り、生活を通して発達支援を行います。児童発達支援事業所は定期的、継続的な通園を必ずしも前提とせず、お子さんや保護者の方の状況に応じて利用します。児童発達支援事業所でも定期的、継続的に通園する施設もあります。詳しくは、子ども発達支援サイト「すてっぷサポート」(➡裏表紙)を参考に、利用してください。

※法律の上では児童発達支援センターも児童発達支援事業所の一種類ですが、このしおりでは分かりやすくするために別の事業として説明しています。

Q3 事業を利用する順番などがありますか？

お子さんの状況によって、適切な事業の利用の仕方は異なりますので、地域療育センターのスタッフや障害児相談支援事業所の相談支援専門員とよく相談をして決めてください。

Q4 障害児支援利用計画とはどのようなものですか？

児童発達支援給付制度をお子さんやご家庭の状況に応じて利用するための計画で、児童発達支援給付の利用申請にあたって作成、提出していただく必要があります。児童発達支援事業所を利用する場合は障害児相談支援事業所と契約して作成してもらいますが、児童発達支援センター(地域療育センター通園部)を利用する場合は各センターで作成してもらいます。また、保護者の方がセルフプランとして作成することもできます。障害児相談支援事業所に作成を依頼する場合でも費用の自己負担はありません。

Q5 相談支援専門員とはどのようなものですか？

相談支援専門員は、相談支援の業務における専門的な知識を持つ者として、利用者が適切な支援を受けることができるように計画案・計画の作成、各機関との調整を行います。計画の作成にあたっては、お子さんの日常生活全般の評価を通じて、解決すべき課題の把握を行うためにご自宅を訪問して面接を行います。

Q6 モニタリングとはどのようなものですか？

相談支援専門員が、計画作成後に計画の実施状況の把握を行うことです。そのためにご自宅を訪問し面接を行います。適切なサービスを提供し続けるため、解決すべき課題の変化に留意し、ご家族やお子さん及び児童発達支援事業所等との連絡を継続的に行います。(必要があれば障害児支援利用計画の変更も行います。)モニタリングの頻度はお子さんの状況によって変わります。

Q7 理学療法とはどのようなものですか？

理学療法はPhysical Therapy、略してPTといいます。基本的動作(座る、歩くなど)、運動機能の向上を目的とした、体操、運動、温熱、電気、マッサージなど物理的手段を用いた訓練です。

Q8 作業療法とはどのようなものですか？

作業療法はOccupational Therapy、略してOTといいます。巧緻性、日常生活動作、上肢の運動機能の向上などを目的とした、作業を用いた訓練です。

Q9 言語聴覚療法とはどのようなものですか？

言語聴覚療法はSpeech-Language-Hearing Therapy、略してSTといいます。言語機能、聴覚機能、摂食・嚥下機能の向上を目的とした訓練です。

Q10 子どもの発達に不安を感じた保護者同士が交流する場がありますか？

いこいの家事業(➡18ページ)は、お子さんの発達に不安のある保護者の方とお子さんを対象とした事業で、親子遊びや保護者同士の交流などを行っています。

Q11 「発達援助」で保育所等を利用するとどのような配慮がしてもらえるのですか？

利用状況に応じて補助職員が担任とともにクラス保育を行い、お子さんの発達を支援します。また、必要に応じて、専門的知識と経験を有するスーパーバイザーが保育所等を巡回し、お子さんの特性に応じた助言等を行っています。

Q12 発達に特性がある子どもは優先して保育所等の利用を認めてもらえるのですか？

保育所、認定こども園の入所を希望される場合は、お子さんの発達支援の観点を踏まえ、状況に応じて、区役所において利用先を個別に判断します。

Q13 就学先を決定するにあたって、どのようなことに気を付ければよいですか？

発達に特性のあるお子さんの学びの場として、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校があります。就学先の決定にあたっては、お子さんの可能性を最も伸長する教育が行われる場について、十分にご相談いただきたいと思います。

Q14 学校生活介助アシスタントとはどのような制度ですか？

名古屋市立の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する障害のあるお子さんに、年間を通して介助・支援が必要な場合、学校生活介助アシスタントを配置する制度です。主に身体障害のあるお子さんが対象です。

Q15 看護介助員はどのような場合に配置されますか？

市立幼稚園、小、中、高等学校に在籍するお子さんで、喀痰吸引、導尿、インスリン注射など医療的ケアが必要な場合に看護介助員が配置されます。学校を通じて、保護者からの申請が必要で、医療的ケア実施に関する連絡会議が必要と認められた場合に配置しています。

Q16 発達障害についての情報を知りたいのですが、どこに相談したらよいでしょう？

名古屋市発達障害者支援センターりんくす名古屋では発達障害についてのアドバイスや情報提供をしています。また、りんくす名古屋のウェブサイトや厚生労働省の運営する発達障害情報・支援センターのウェブサイトでは発達障害についての情報を掲載しています。

※上記のウェブサイトはすべてサポート（➡裏表紙）からリンクしています。

児童発達支援給付・保育所等の利用についてのお問い合わせ先

児童発達支援給付（➡14ページ）についての受付 ➡ ①

区役所保健福祉センター福祉課 または 支所区民福祉課

保育所等の利用（➡22ページ）についての受付 ➡ ②

区役所保健福祉センター民生子ども課 または 支所区民福祉課



名 称	住 所	①	②
千種区役所	千種区星が丘山手通103 (東星ふれあい広場)	☎753-1844	☎753-1841
東区役所	東区筒井一丁目7-74	☎934-1181	☎934-1192
北区役所	北区清水四丁目17-1	☎917-6516	☎917-6518
楠支所	北区楠二丁目974	☎901-2274	☎901-2264
西区役所	西区花の木二丁目18-1	☎523-4585	☎523-4591
山田支所	西区八筋町358-2	☎501-4975	☎501-4971
中村区役所	中村区松原町一丁目23-1	☎433-2932	☎433-2985
中区役所	中区栄四丁目1-8	☎265-2322	☎265-2317
昭和区役所	昭和区阿由知通3-19	☎735-3843	☎735-3902
瑞穂区役所	瑞穂区瑞穂通3-32	☎852-9384	☎852-9393
熱田区役所	熱田区神宮三丁目1-15	☎683-9917	☎683-9911
中川区役所	中川区高畑一丁目223	☎363-4403	☎363-4412
富田支所	中川区春田三丁目215	☎301-8378	☎301-8361
港区役所	港区港明一丁目12-20	☎654-9718	☎654-9712
南陽支所	港区春田野二丁目3703番地	☎301-8348	☎301-8342
南区役所	南区前浜通3-10	☎823-9392	☎823-9396
守山区役所	守山区小幡一丁目3-1	☎796-4591	☎796-4601
志段味支所	守山区下志段味一丁目1401	☎736-2193	☎736-2187
緑区役所	緑区青山二丁目15	☎625-3956	☎625-3951
徳重支所	緑区元徳重一丁目401	☎875-2207	☎875-2213
名東区役所	名東区上社二丁目50	☎778-3092	☎778-3095
天白区役所	天白区島田二丁目201	☎807-3882	☎807-3893